

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年9月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主蒸気管放射線モニタ記録計の6時間毎の定時印字において、チャンネルー2のデータが印字されないため、当該記録計を点検・修理	D	
2	2号機	中央操作室に設置されているプロセス計算機の運転状態監視用モニタ装置（当直主任用）の画面に映像不良が認められたため、当該モニタ装置を点検・修理	D	
3	4号機	給水加熱器ドレン系の第4給水加熱器（C）用水位制御弁（第5給水加熱器（C）側）のグラウンド部より水のリーク（約4リットル、汚染なし）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	4号機	主発電機水素ガス冷却系の水素ガス排出操作において、同系置換制御弁を開操作した際、弁棒がハンドル取付け部にて折損したため、当該弁を点検・修理	D	
5	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービンの潤滑油タンク（A）の入口油流量検出用流量スイッチに動作不良が認められたため、当該流量スイッチを点検・修理	D	
6	4号機	原子炉格納容器北東側機器ハッチ用コンクリート遮へい壁の開閉装置に動作不良が認められたため、当該開閉装置を点検・修理	D	
7	5号機	外側主蒸気隔離弁（A）の点検において、弁開閉表示回路用電線管のサポート用基礎ボルトに緩み及び外れが認められたため、当該サポートを点検・修理	D	
8	5号機	工具センタに配備されている貸出用物品（デジタルカメラの画像保管用USBメモリ）がコンピュータウイルスに感染したため、対応検討	C	
9	5号機	自動減圧系（B）への供給窒素ガス隔離弁の点検において、弁駆動部と弁棒の継ぎ手部に固着が認められたため、対応検討	D	
10	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）の潤滑油ポンプ出口圧力指示計用検出元弁の弁棒に折損が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	5号機	補機冷却海水系ポンプ（C）の浸透探傷検査において、羽根車及びシャフトに指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
12	6号機	主タービン潤滑油清浄機用送風機のファンカバーのコーキング部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	6号機	タービン建屋2階に設置されている主復水器真空度計装用ラックの扉開閉用鍵の変形により扉の開操作不能が認められたため、当該鍵を修理	D	
14	集中環境施設	焼却工作建屋主排気ダクト放射線モニタのA系にサンプリング流量の異常変動を示す警報が発生したため、当該流量制御回路を点検・修理	D	
15	集中環境施設	ページング装置（プロセス主建屋1階ランドリーセンタ搬出入口付近に設置）に通話不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで